



## シリーズ「知っておこう！認知症」②

認知症は、周りの対応や生活環境によって問題行動が少なくなり、ご自身も家族も困りごとを最小限に生活できることがあります。望ましい対応について学びましょう。

**Q 専門病院(精神科)にかかるよう勧められましたが本人が嫌がります。わざわざ行く必要がありますか？**

**A 受診すべき理由は、4つあります。**

「認知症は治らないから」「年だから仕方ない」「嫌がるから」とためらうのではなく、“おかしい”と思ったら一度受診することをお勧めします。

- ①別の病気によって認知症に似た症状が現れていることがある
- ②認知症は種類によって治療方法や介護が異なるので診断を受けることが必要
- ③認知症の薬は、早期からの使用で有効
- ④認知症でなければ安心、認知症であれば心構えやこれからの対応の準備ができる

嫌がるのは、自分でもおかしいと気づいていて不安だからかもしれません。もし認知症と診断されても、家族や周りが寄り添い生活の手伝いをするのを伝えることが必要です。

「一度、病院に行ってみようかな」と本人自身が思うよう働きかけましょう。信頼できる人から「受診したら原因がわかって安心できた」など話してもらったり、「頭の検査」という言葉や、「一緒に健康診断を受けない？」などと勧める方法もあります。

現在専門病院は、精神科のほか、心療内科、もの忘れ外来など、昔に比べると受診しやすい体制になっています。

**Q 「ご飯を食べていない」と数分もしないうちに何度も言います。間違いを修正したり注意した方がいいのでしょうか？**

**A 認知症であれば当然のこと。否定せず「準備しますね」などと伝えることも必要。**

認知症の方には記憶障害があります。本人は覚えていないし、思い出せません。自分の力ではどうにもならないので、食べたことを忘れてしまうのも当然のことです。

「何度言ったらわかるの！」など声を荒げたくなる気持ちはわかりますが、それはあまり意味がありません。間違いを指摘されたり注意されるのは、誰でも嫌なことです。注意や修正は、家族との関係性を悪くさせるだけでなく、本人がストレスを感じ認知症状の悪化につながります。

「待っててね」「遅くなってすいません。それまでお茶を飲んでいてね。」などの声かけで、落ち着くこともあります。

**Q 認知症の夫は、冷蔵庫を開けて食品を全て出したり、汚した下着をタンスの奥にしまったりします。わざと私を困らせようとしているようにしか思えません。**

**A 困らせようとしているわけではありません。物事を成し遂げるのが苦手なのです。**

これまでの関係性はわかりませんが、わざと困らせようとしての行動ということは少ないのではないのでしょうか。認知症によって、性格が意地悪になることもありません。

認知症になると「正しく判断する力が衰える」「やろうとしたことが最後までできない」「自分の気持ちのままに行動してしまう」「相手を気づかうことが難しくなる」などが多くなります。介護者にとっては「困った行動」と感じるのは当然です。

覚えて欲しいのは、本人は「(自分は)できる」「なんとかしたい」と思っているということです。方法の善し悪しは別として「何とかしなくちゃ」という本人なりの「対処行動」の結果で、一生懸命さの現れとも言えます。

### ■心配な方は、まずは相談から！

各地域包括支援センターには、認知症に関する相談窓口「認知症地域支援推進員」がいます。

- ・日高地域包括支援センター 電話 01457-6-2343 (認知症地域支援推進員：赤坂)
- ・門別地域包括支援センター 電話 01456-2-6789 (認知症地域支援推進員：矢野)

# 保育所等入所者及び入所希望者へのお知らせ

## 「平成29年度支給認定現況届」「平成30年度支給認定申請書(新規)」 「平成30年度保育所入所申込書」の提出について

平成30年度保育所等の入所申込を平成29年12月1日(金)から受付します。必要事項(マイナンバーも必要)を記入し、受付(届出)期間内に窓口へ提出してください。

また、現在日高町から支給認定を受け保育所等に入所されている児童の保護者は、平成29年度支給認定現況届の提出が必要になります。該当者へは12月上旬に届出用紙を送付しますので、必ず提出してください。

なお、新年度小学校入学のため退所する児童についても、現況届の提出が必要です。

### 1 提出区分(注意:児童ごと)

(1)新規入所:平成30年4月以降、新たに保育所入所を希望される方

- ①平成30年度支給認定申請書
- ②平成30年度保育所入所申込書
- ③添付書類(例:在職証明書等)

下記の各受付窓口に書類を設置しています。提出書類入手後に、記載に添って書類を準備し、提出をお願いします。

(2)継続入所:現在児童が入所中で、平成30年4月以降も継続して入所される方(年中組以下の児童)

- ①平成29年度支給認定現況届
- ②平成30年度保育所入所申込書
- ③添付書類(例:在職証明書等)

後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(3)年度末退所:現在児童が入所中で、平成30年3月で退所される方(年長組など)

- ①平成29年度支給認定現況届
- ②添付書類(例:在職証明書等)

後日郵送する通知に詳細を記載しています。

### 2 受付(届出)期間

平成29年12月1日(金)から平成30年1月15日(月)まで

※日高町役場開庁日の午前8時半から午後5時15分までが受付時間です。

### 3 受付窓口

- (1)日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183
- (2)日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-2001
- (3)水・くらしサービスセンター 電話 01456-2-0255
- (4)厚賀出張所 電話 01456-5-2111

### 4 日高町の保育所

	保育所名	住所	定員	受入年齢
1	日高保育所	本町東3丁目261-6	60名	生後6か月以上～小学校就学前
2	門別わかば保育所	門別本町210-1	60名	満1歳以上～小学校就学前
3	富川二葉保育所	富川南1丁目9-2	120名	生後6か月以上～小学校就学前
4	厚賀すずらん保育所	字厚賀町214-1	45名	満1歳以上～小学校就学前

※保育時間(支給認定により下記利用時間に区分されます。)

- ・保育標準時間 午前8時から午後5時45分まで
- ・保育短時間 午前8時から午後4時まで